

検 討 事 項 (案)

第1 教員に関すること

1 専任教員の配置基準について

専任教員は、特定の一つの課目のみを担当する専任の教員としており、配置する数及び課程間の兼任について規定しているが、常勤職員との関係が不明確であることから、専任教員が常勤職員である旨を明確に位置付ける必要があるのではないか。

2 通信課程における専任教員の配置基準について

通信課程の専任教員は、2名を限度として昼間又は夜間課程の専任教員に兼任できることとしているが、面接授業は夏休み等の期間を利用して実施し、添削指導に係る事務は(社)日本理容美容教育センターに委託していることから、運用上支障のない範囲で、通信課程のすべて教員を兼任できるようにする必要があるのではないか。

3 教員の資格要件の明確化について

教科課目のうち、「関係法規・制度」、「物理・化学」、「文化論」及び「運営管理」の教員となれる者は、「学校教育法に基づく大学の卒業生であって、当該大学において〇〇学を修めた者」と規定されているが、「大学」及び「〇〇学を修めた者」の考え方が明確になっていない。

(1) 「大学」の考え方について

「大学」については、「短期大学」が除かれるか否かが明確にされていないことから、理容師又は美容師の資質を確保する観点から、「短期大学」を除く「大学」とすることを明確にする必要があるのではないか。

(2) 「修めた者」の考え方について

「修士等の専門分野を修了した者」又は「一般課程を修了した者」であるのが不明確であるため、理容師又は美容師の資質を確保する観点から、「修士等の専門分野を修了した者」とすることを明確にする必要があるのではないか。

4 教員の資質の向上について

「衛生管理・保健」、「文化論」、「運営管理」及び「実習」の教員となれる者は、実務経験と併せ、(社)日本理容美容教育センターが行う研修の課程を修了した者にもその資格を付与しているが、理容師又は美容師の資質のより一層の向上を図るためには、研修内容の充実又は再研修の実施等、研修のあり方を見直す必要があるのではないか。

第2 生徒に関すること

1 4月以降の学生の募集について

一学年の定員に満たない養成施設においては、4月以降においても、HP等において新規入所者の募集を継続していることから、適切な教授が行われていないおそれがあるため、学則で定めた入所月以降の入学は認めないようにする必要があるのではないか。

2 卒業の認定に必要な出席時間数について

卒業の認定にあたっては、生徒が当該養成施設の定める教育計画に従って所定の教科課目及び所定の授業時間数等を履修し、その成果が教科課目の教育目標からみて満足できると認められる者は、卒業を認定しなければならないとしているが、養成施設の裁量で履修を認定できることとなるため、出席日数及び方法等の具体的な規定を定める必要があるのではないか。

3 昼間課程と夜間課程又は通信課程の転入学について

養成施設内における昼間課程から夜間課程又は通信課程、又は、夜間課程又は通信課程から昼間課程への転入について、カリキュラム上支障のない範囲で認められるよう明確にする必要があるのではないか。

4 通信課程の入所者について

(1) 通信課程の入所者に対する地域の限定について

通信課程に入所する生徒については、生徒を募集する地域に制限をかけていないため全国から募集を行い、その結果、面接授業が適正に実施されていないとの意見もあることから、通信課程における生徒の募集に当たっては、入所できる生徒の地域を限定する必要があるのではないか。

(2) 通信課程の入所時期について

通信課程の入所時期は、多くの養成施設が運用上で10月としているが、学校卒業時から通信課程に入所を希望する者もいるとのことから、4月入所も認める必要があるのではないか。

5 養成施設が廃止された場合の学籍簿等の承継について

少子化等の事由に伴い入所者の減少が見込まれる中、今後、養成施設の廃止が想定されることから、当該養成施設を卒業した後、一定期間後に国家試験を受験する者の卒業証明書の取得を考慮し、廃止された養成施設の学籍簿等の承継の方法等を規定する必要があるのではないか。

第3 授業に関すること

1 授業時間数の「標準」の取扱いについて

養成施設は、各科目ごとに規定された授業時間数を標準として、独自に設定する教育計画及び教育目標に基づき、適切な授業時間数を定めているが、教育の質を確保する観点から、最低限履修しなければならない授業時間数を規定する必要があるのではないか。

2 養成施設内で行う実習について

(1) モデルの範囲について

養成施設内で行う理容・美容実習(実務実習を除く。)のモデルは、昭和31年通知により、その対象を生活保護法又は社会福祉事業法の適用を受ける生計困難者等としているが、現状を踏まえ、廃止する必要があるのではないか。

併せて、生計困難者以外の者を対象とした場合のモデルの範囲(モデルウィッグ、生徒間の相モデル、友人、家族又は第三者等)を明確にする必要があるのではないか。

(2) モデルを使用した実習の開始時期について

養成施設内で行われるモデルを使用して行う理容・美容実習(実務実習を含む。)の時期は、入所後概ね6か月を経過してからとしているが、理容・美容技術理論の学習状況及び生徒の技術習得状況、又は、着付け等人体に影響を及ぼさないと考えられるものを考慮した上で、入所後でもモデルを使用した実習を行えるようにする必要があるのではないか。

3 実務実習のあり方について

(1) 適正な実務実習時間について

現在の養成課程における理容・美容技術のみでは、理容所又は美容所において即戦力にならないとの意見もあることから、入所期間内に実践的な技術を取得させるため、理容所又は美容所で行うことができる実務実習の1年間又は1日の時間数の上限を引き上げる必要があるのではないか。

(2) 理容師又は美容師の適切な指導監督の実施について

1人の理容師又は美容師が多数の実務実習生を同時に指導・監督している状況があるとの意見があり、養成施設が作成した実施計画に基づく適正な実務実習の確保が図られていないおそれがあることから、1人の理容師又は美容師が指導できる実務実習生の数を規定する必要があるのではないか。

(3) 実務実習生が行う無料の理容・美容行為について

実習機会の確保を図る観点から、実務実習生が行う理容・美容行為を無料で行う理容所又は美容所があり、近隣の理・美容所の営業を圧迫しているとの意見があることから、理容所又は美容所で行われる実務実習の適正な体制を明確にする必要があるのではないか。

(4) 選択必修科目(専門教育科目)における実務実習について

養成施設が任意に設定できる選択必修科目のうちの専門教育科目(エステティック、カウンセリング、総合技術等)に関する校外実習の実施に当たっては、生徒の負担過重とならないようにするとともに、必修科目の授業時間が所定授業時間数を下回らないよう、時間数、実施時期、実施回数を考慮しなければならないとされているが、具体的な方法等について規定がないことから、適正な実務実習体制を確保する必要があるのではないか。

(5) 名札等標識の着用について

実務実習生が理容所又は美容所で実務実習を行う場合においては、利用者に対して、実務実習生であることの適正な周知を図るため、名札等の標識の着用を義務付ける必要があるのではないか。

4 通信課程について

(1) 通信課程における教育の充実について

通信課程を卒業した者の合格率が年々低下傾向にあることから、十分な通信教育がなされているかとの意見もあり、通信教育課程における面接授業と添削指導について充実を図る必要があるのではないか。

(2) 理容所又は美容所の従事者に対する時間数の緩和について

通信課程において、理容所又は美容所の従事者である生徒に対する面接授業にあっては、授業時間数を緩和しているが、当該緩和は、理容所又は美容所に常勤雇用者として従事している者に限定する必要があるのではないか。

(3) 通信課程の実務実習場所について

理容所又は美容所において従事しながら通信課程に入所している生徒については、十分な技術の取得を可能とするため、養成施設が行う実務実習と同様の位置付けで、従事している理容所又は美容所で理容行為又は美容行為が行えるようにする必要があるのでないか。

5 中学校卒業者の講習科目について

中学校卒業者に対して、授業を補完するために行う「現代社会」、「化学」及び「保健」の講習（各科目35時間）について、中学校卒業者の受入れを促進及び負担を軽減する観点から、必要な課目及び時間数に限定する必要があるのではないか。

6 学習指導内容の具体化及び教科書の見直しについて

教科課目のうち、特に「保健」又は「物理・化学」については、その学習内容が高度なものを求めすぎているとの意見があることから、理容又は美容の業務と特に関連の深い事項に限定し、その達成すべき知識及び技能の程度を具体的に示した学習指導要領（教科課程の基準）を定めるとともに、学習指導要領に基づいた教科書とする必要があるのではないか。

第4 施設及び設備に関すること

1 校舎の配置について

校舎である建物は、原則、同一構内とされているが、近年、別の敷地に設置する場合があります、どのような場合であれば基準に適合すると判断するのかの基準を明確にする必要があるのではないか。

2 消毒室の設置について

養成施設においては消毒室を設けることとしているが、器具の消毒に関する授業を実習室で行っている養成施設が多いことから、別途、消毒室を設ける必要がないのではないか。

3 学習上必要な備品（実験器具等）の見直しについて

学習上必要とされる実験器具は、標準的に整備する品目の例が示されているが、現在、使用することがない器具が見受けられることから、見直す必要があるのではないか。

第5 申請等に関すること

1 都道府県の法定受託事務の見直しについて

法定受託事務として都道府県知事が行う理容師・美容師養成施設の指定等に必要調査に関する事務は、地方厚生局が設置される以前に創設された規定であり、地方厚生局が設置された現在、それらの事務を地方厚生局で行うようにする必要があるのでないか。

2 養成施設に対する指導監督について

養成施設に対する指導監督については、これまで通知により各都道府県から指導をしていたが、地方厚生局が設置され、報告の徴収及び指示の権限をもたせたことから、地方厚生局が主体となり実施する必要があるのではないか。

3 届出事務の整理について

養成施設の教員の変更の届出等、その変更する内容によって、届出先を厚生労働大臣又は都道府県知事としているが、指導監督の見直しと併せ、都道府県知事あての届出を厚生労働大臣への届出に変更する必要があるのではないか。

4 定員の減に伴う厚生労働大臣の承認について

定員を変更する場合は厚生労働大臣の承認を得ることとなっているが、定員を減する場合は、教員及び構造設備の変更を伴わないとの意見があることから、負担の軽減を図るため、届出とする必要があるのではないか。

5 生徒の定員変更を伴わない構造設備の変更について

養成施設の所在地が移転する場合は届け出ることとしているが、移転した施設の構造設備が基準に適合せず、再度、改修工事を行う事態が生じている場合があるため、構造設備を変更する場合は、承認又は事前の届出とする必要があるのではないか。

6 変更届における学則の添付について

養成施設の変更については、その届書で内容の確認を行うことは可能であるが、学則で明確に位置付ける必要があることから、届出時に学則の添付を義務付ける必要があるのではないか。

7 在学生の保護規定について

少子化等の事由に伴い入所者の減少が見込まれる中、今後、養成施設の廃止が想定されることから、養成課程の一部の廃止又は養成施設の廃止をする場合の入所中の生徒の処置について、省令又は告示において明確にする必要があるのではないか。

8 指定取消事由の追加について

養成施設の高い合格率を維持するために、養成施設側が国家試験の自己採点を行い、合格していない生徒は卒業させていないとの意見があることから、明確に規定に位置付け、当該養成施設に対する指導を徹底するとともに、指定を取り消す等の対処が必要ではないか。

9 広告規制について

養成課程又は養成施設の新設又は変更の申請に当たり、養成施設が行う「課程又は学校の新設」及び「生徒の募集」の広告の開始時期について何ら規定がないことから、各資格制度ごとの並びを考慮し、明確に規定する必要があるのではないか。